

令和3年度

舞鶴市予算書

令和3年度 舞鶴市予算一覧表

舞鶴市一般会計予算	1頁
舞鶴市特別会計		
水道事業会計予算	11頁
下水道事業会計予算	15頁
病院事業会計予算	19頁
国民健康保険事業会計予算	21頁
貯木事業会計予算	25頁
駐車場事業会計予算	29頁
介護保険事業会計予算	33頁
後期高齢者医療事業会計予算	39頁

令和 3 年 度

舞 鶴 市 一 般 会 計 予 算

第 2 号議案

令和 3 年度舞鶴市一般会計予算

令和 3 年度舞鶴市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,847,260千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		11,293,800
	1 市 民 税	4,289,900
	2 固 定 資 産 税	6,118,900
	3 軽 自 動 車 税	274,800
	4 市 た ば こ 税	610,200
2 地 方 譲 与 税		316,400
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	191,200
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	68,700
	3 森 林 環 境 譲 与 税	33,300
	4 特 別 と ん 譲 与 税	23,200
3 利 子 割 交 付 金		9,000
	1 利 子 割 交 付 金	9,000
4 配 当 割 交 付 金		67,300
	1 配 当 割 交 付 金	67,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		66,900
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	66,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金		72,300
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	72,300
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,716,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,716,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		34,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	34,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,400
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,400
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		133,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	133,000
11 地 方 特 例 交 付 金		144,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	94,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	50,000
12 地 方 交 付 税		5,640,000
	1 地 方 交 付 税	5,640,000

(単位：千円)

款	項	金額
13 交通安全対策特別交付金		7,200
	1 交通安全対策特別交付金	7,200
14 分担金及び負担金		37,839
	1 分 担 金	4,981
	2 負 担 金	32,858
15 使用料及び手数料		798,943
	1 使 用 料	391,442
	2 手 数 料	407,501
16 国庫支出金		6,290,458
	1 国 庫 負 担 金	4,165,139
	2 国 庫 補 助 金	2,108,205
	3 委 託 金	17,114
17 府支出金		3,002,078
	1 府 負 担 金	1,689,189
	2 府 補 助 金	1,050,986
	3 委 託 金	261,903
18 財 産 収 入		100,925
	1 財 産 運 用 収 入	99,572
	2 財 産 売 払 収 入	1,353
19 寄 附 金		52,392
	1 寄 附 金	52,392
20 繰 入 金		946,469
	1 繰 入 金	946,469
21 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
22 諸 収 入		905,055
	1 延滞金加算金及び過料	9,001
	2 市 預 金 利 子	200
	3 貸 付 金 元 利 収 入	423,333
	4 雑 収 入	472,521
23 市 債		4,207,800
	1 市 債	4,207,800
歳 入 合 計		35,847,260

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	315,230 315,230
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	4,758,520 4,111,168 329,257 195,940 81,239 11,422 29,494
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	12,435,030 6,672,829 4,140,153 1,619,574 2,474
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃道費 3 水道費 4 医療対策費	4,765,350 831,610 3,437,039 125,001 371,700
5 労働費	1 労働諸費	49,240 49,240
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費 3 水産業費	835,130 398,592 234,768 201,770
7 商工費	1 商工費	927,440 927,440
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川費 4 港湾費 5 都市計画費 6 住宅費	3,583,060 85,398 1,076,175 148,179 37,841 2,006,700 228,767

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		1,376,520
	1 消 防 費	1,376,520
10 教 育 費		3,010,210
	1 教 育 総 務 費	514,616
	2 小 学 校 費	787,681
	3 中 学 校 費	519,414
	4 幼 稚 園 費	657,212
	5 社 会 教 育 費	365,349
	6 保 健 体 育 費	165,938
11 公 債 費		3,781,530
	1 公 債 費	3,781,530
12 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	35,847,260

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産土地評価等業務委託 経費	令和3年度から 令和5年度まで	冊 31,000
環境衛生プラント薬品調達経費	令和3年度から 令和4年度まで	22,000
農業公園指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	6,000
親海公園（海釣護岸、漁村活性化 センター等）指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	18,000
大丹生コミュニティーセンター 指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	27,000
令和3年度舞鶴市土地開発公社 が舞鶴市に代わって用地取得等 を行うための事業資金の借入れ に対する債務保証	令和3年度から 令和7年度まで	570,000
令和3年度公共用地等取得事業費	令和3年度から 令和7年度まで	570,000

第3表

地 方 債

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
庁舎整備 事業費	千円 26,900		ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
多世代交流 施設整備 事業費	5,300	同上	同上	同上	同上	
赤れんが周辺等 まちづくり 事業費	193,500	同上	同上	同上	同上	
男女共同参画 施設整備 事業費	200	同上	同上	同上	同上	
北近畿タンゴ 鉄道基盤 整備補助金	23,800	同上	同上	同上	同上	
社会福祉施設 整備事業費	3,600	同上	同上	同上	同上	
保健衛生 施設整備 事業費	500	同上	同上	同上	同上	
斎場整備 事業費	10,000	同上	同上	同上	同上	
最終処分場 整備事業費	516,500	同上	同上	同上	同上	
清掃事務所 整備事業費	624,000	同上	同上	同上	同上	

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
林業センター 整備事業費	7,200	千円 ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
漁港整備 事業費	28,800	同上	同上	同上	同上
漁港海岸 保全施設 整備事業費	27,600	同上	同上	同上	同上
道路橋りょう 改良費	286,900	同上	同上	同上	同上
河川改修費	85,000	同上	同上	同上	同上
港湾整備 事業負担金	22,000	同上	同上	同上	同上
中心市街地 活性化事業費	19,200	同上	同上	同上	同上
駐輪場整備 事業費	6,000	同上	同上	同上	同上
街路整備 事業費	27,800	同上	同上	同上	同上
公園施設 整備事業費	33,400	同上	同上	同上	同上
公営住宅 整備事業費	61,800	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業 費	千 141,100	ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
小 学 校 整 備 費	2,100	同上	同上	同 上	同 上
中 学 校 整 備 費	3,700	同上	同上	同 上	同 上
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	48,100	同上	同上	同 上	同 上
保 健 体 育 施 設 整 備 費	14,000	同上	同上	同 上	同 上
辺 地 対 策 事 業 費	103,000	同上	同上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策	1,885,800	同上	同上	同 上	同 上
計	4,207,800				

令和 3 年 度

舞 鶴 市 水 道 事 業 会 計 予 算

第 3 号議案

令和3年度舞鶴市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	32,100戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,585,000m ³
(3)	1 日 平 均 給 水 量	29,000m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	浄水施設費	83,200千円
	配水施設費	937,126千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	2,080,000千円
第1項	営業収益	1,746,560千円
第2項	営業外収益	333,438千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,848,200千円
第1項	営業費用	1,728,852千円
第2項	営業外費用	114,834千円
第3項	特別損失	4,014千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額948,900千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,905千円、損益勘定留保資金872,995千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	542,700千円
第1項	企業債	340,000千円
第2項	補助金	53,636千円
第3項	出資金	114,385千円
第4項	負担金	13,521千円
第5項	基金収入	21,157千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,491,600千円
第1項 建設改良費	1,022,288千円
第2項 償 還 金	469,312千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西舞鶴道路関連 送水管移設事業費	自 令和3年度 至 令和4年度	千円 252,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 340,000	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借り入れ について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、 その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置 期間及び償還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換すること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 242,308千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,616千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

令和 3 年 度

舞鶴市下水道事業会計予算

令和3年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化戸数	38,400戸
(2)	年間総排水量	10,386,000m ³
(3)	1日平均排水量	28,500m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	処理場整備費	806,960千円
	雨水処理費	998,365千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	3,523,800千円
第1項	営業収益	1,261,669千円
第2項	営業外収益	2,262,129千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	3,409,800千円
第1項	営業費用	3,052,786千円
第2項	営業外費用	355,193千円
第3項	特別損失	1,321千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,203,100千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,147千円、建設改良積立金13,737千円、損益勘定留保資金1,143,216千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	3,156,700千円
第1項	企業債	1,927,000千円
第2項	他会計補助金	79,809千円
第3項	補助金	890,251千円
第4項	出資金	252,690千円
第5項	負担金	6,949千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	4,359,800千円
第1項 建設改良費	2,204,434千円
第2項 償還金	2,154,996千円
第3項 積立金	370千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西浄化センター水処理設備改築事業費	自 令和3年度 至 令和5年度	千円 1,800,000
静溪ポンプ場整備事業費	自 令和3年度 至 令和5年度	1,800,000
浄化センター薬品調達経費	自 令和3年度 至 令和4年度	36,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
建設改良費等	千円 1,515,700	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
辺地対策事業費	6,000	同上	同上	同上	
資本費平準化債	405,300	同上	同上	同上	
計	1,927,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 243,772千円

(他会計からの補助金)
第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,346,485千円である。

令和3年2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

令和 3 年 度

舞 鶴 市 病 院 事 業 会 計 予 算

令和3年度舞鶴市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		100 床
(2) 年間入院患者数	延	34,128 人 (1日平均 93.5人)
(3) 年間外来患者数	延	3,956 人 (1日平均 17人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		15,269千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		924,010千円
第1項 医業収益		701,229千円
第2項 医業外収益		222,576千円
第3項 特別利益		205千円
支 出		
第1款 病院事業費用		969,310千円
第1項 医業費用		948,074千円
第2項 医業外費用		18,432千円
第3項 特別損失		2,704千円
第4項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 39,670千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44千円、過年度分損益勘定留保資金 39,626千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		50,700千円
第1項 企業債		14,400千円
第2項 他会計からの補助金		36,297千円
第3項 国府補助金		1千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 寄附金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	90,370千円
第1項 建設改良費	18,571千円
第2項 企業債償還金	71,799千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
建設改良費	千円 14,400	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額は、流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	658,386千円
2 交際費	51千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、225,900千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、55,645千円と定める。

令和 3年 2月 24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

令和3年度

舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和3年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和3年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,714,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,286,275
2 使用料及び手数料	1 手数料	901
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1
4 府支出金	1 府補助金	5,747,411
5 財産収入	1 財産運用収入	543
6 繰入金	1 繰入金	672,087
7 繰越金	1 繰越金	1
8 諸収入	1 延滞金及び過料 2 雑入	7,381 4,100 3,281
歳入合計		7,714,600

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 運営協議会費	144,696 137,282 7,000 414
2 保険給付費	1 療養諸費 2 高額療養費 3 移送費 4 出産育児諸費 5 葬祭諸費 6 精神・結核医療付加金	5,708,371 4,979,104 687,967 100 23,100 8,500 9,600
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分	1,737,261 1,131,845 448,688 156,728
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10 10
5 保健事業費	1 保健事業費 2 特定健康診査等事業費	115,038 38,707 76,331
6 基金積立金	1 基金積立金	1 1
7 公債費	1 公債費	70 70
8 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	4,153 4,153
9 予備費	1 予備費	5,000 5,000
歳出合計		7,714,600

令和 3 年 度

舞 鶴 市 貯 木 事 業 会 計 予 算

令和 3 年度舞鶴市貯木事業会計予算

令和 3 年度舞鶴市の貯木事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		75
	1 事業収入	1
	2 諸収入	74
2 繰入金		2,024
	1 繰入金	2,024
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		2,100
	1 施設管理費	2,100
歳出合計		2,100

令和 3 年 度

舞 鶴 市 駐 車 場 事 業 会 計 予 算

第 8 号議案

令和 3 年度舞鶴市駐車場事業会計予算

令和 3 年度舞鶴市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 82,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	24,237
2 財産収入	1 財産運用収入	52
3 繰入金	1 繰入金	58,099
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入	1 雑収入	1
歳入合計		82,390

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	82,290
2 予備費	1 予備費	100
歳出合計		82,390

令和 3 年 度

舞鶴市介護保険事業会計予算

令和3年度舞鶴市介護保険事業会計予算

令和3年度舞鶴市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,898,800千円と定める。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,400千円と定める。
- 3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定600,000千円、介護サービス事業勘定1,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

(保険事業勘定)

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料	1 介護保険料	1,552,291
2 使用料及び手数料	1 手数料	351
3 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	2,208,395
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	2,290,143
5 府支出金	1 府負担金 2 府補助金	1,269,463
6 財産収入	1 財産運用収入	669
7 繰入金	1 繰入金	1,575,082
8 繰越金	1 繰越金	1
9 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 預金利子 3 雑収入	2,405
歳入合計		8,898,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 介護認定審査会費	179,063
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費 2 介護予防サービス等諸費 3 その他諸費 4 高額介護サービス等費 5 高額医療合算介護サービス等費 6 特定入所者介護サービス等費	8,212,748
3 地域支援事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費 2 一般介護予防事業費 3 包括的支援事業・任意事業費 4 その他諸費	502,178
4 公債費	1 公債費	250
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1,561
6 予備費	1 予備費	3,000
歳出合計		8,898,800

(介護サービス事業勘定)

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		6,398
	1 予防給付費収入	6,398
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		6,400

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		6,289
	1 介護予防支援事業費	6,289
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		6,400

令和 3 年 度

舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和3年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和3年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,382,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和3年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,028,089
2 使用料及び手数料	1 手数料	131
3 繰入金	1 一般会計繰入金	352,407
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 償還金及び還付加算金 3 雑入	1,722 1 1,520 201
歳入合計		1,382,350

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	35,360 30,603 4,757
2 後期高齢者医療金	1 後期高齢者医療金	1,344,930
3 公債費	1 公債費	40
4 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1,520
5 予備費	1 予備費	500
歳出合計		1,382,350

